

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 後藤 朋子執行委員長から、令和2年10月28日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和2年11月2日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

各事業所（病院）運営の課題、年末一時金、労働条件等に関する事項

2 争議行為の日時

令和2年11月8日（日）午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「茨城県厚生連労働組合（茨厚労）」

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 水戸市宮町3-2-7 | 総合病院 水戸協同病院 |
| (2) 高萩市上手綱上ヶ穂1006-9 | 県北医療センター 高萩協同病院 |
| (3) 土浦市おおつ野4-1-1 | 総合病院 土浦協同病院 |
| (4) 土浦市真鍋新町9-35 | 土浦協同病院附属真鍋診療所 |
| (5) 取手市本郷2-1-1 | J Aとりで総合医療センター |
| (6) 猿島郡境町2190 | 茨城西南医療センター病院 |
| (7) 結城郡八千代町菅谷1170-1 | 茨城西南医療センター病院附属八千代診療所 |
| (8) 行方市井上藤井98-8 | 土浦協同病院 なめがた地域医療センター |
| (9) 水戸市梅香1-1-4 | 茨城県厚生農業協同組合連合会（本所支部） |
| (10) 土浦市おおつ野2-2-10 | 土浦協同病院附属看護専門学校 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

茨城県厚生連労働組合 中央執行委員長 美野輪 智博